

以下のいずれかに該当する児童が、通所給付決定の対象となります。

※サービスの申請時に対象児であることの確認が必要となります

- ① 障害者手帳（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている
- ② 特別児童扶養手当または障害児福祉手当を受給している
- ③ 特別支援学校や支援学級に在籍もしくは通級指導教室に通っている
- ④ 医療機関の診断書もしくは療育の必要性を記載した医師の意見書がある（作成料は自己負担）
- ⑤ ①～④のいずれにも当てはまらない児童で、健康診査や発達支援センターでの面談を受けた結果、発達の遅れなどの指摘を受け、療育の必要性があると判断された児童（健康診査や面談の記録等が必要となります）

ひよこ園（ほのぼの学級）を利用希望の方は、対象要件が異なりますので、障がい福祉課までお問合せください

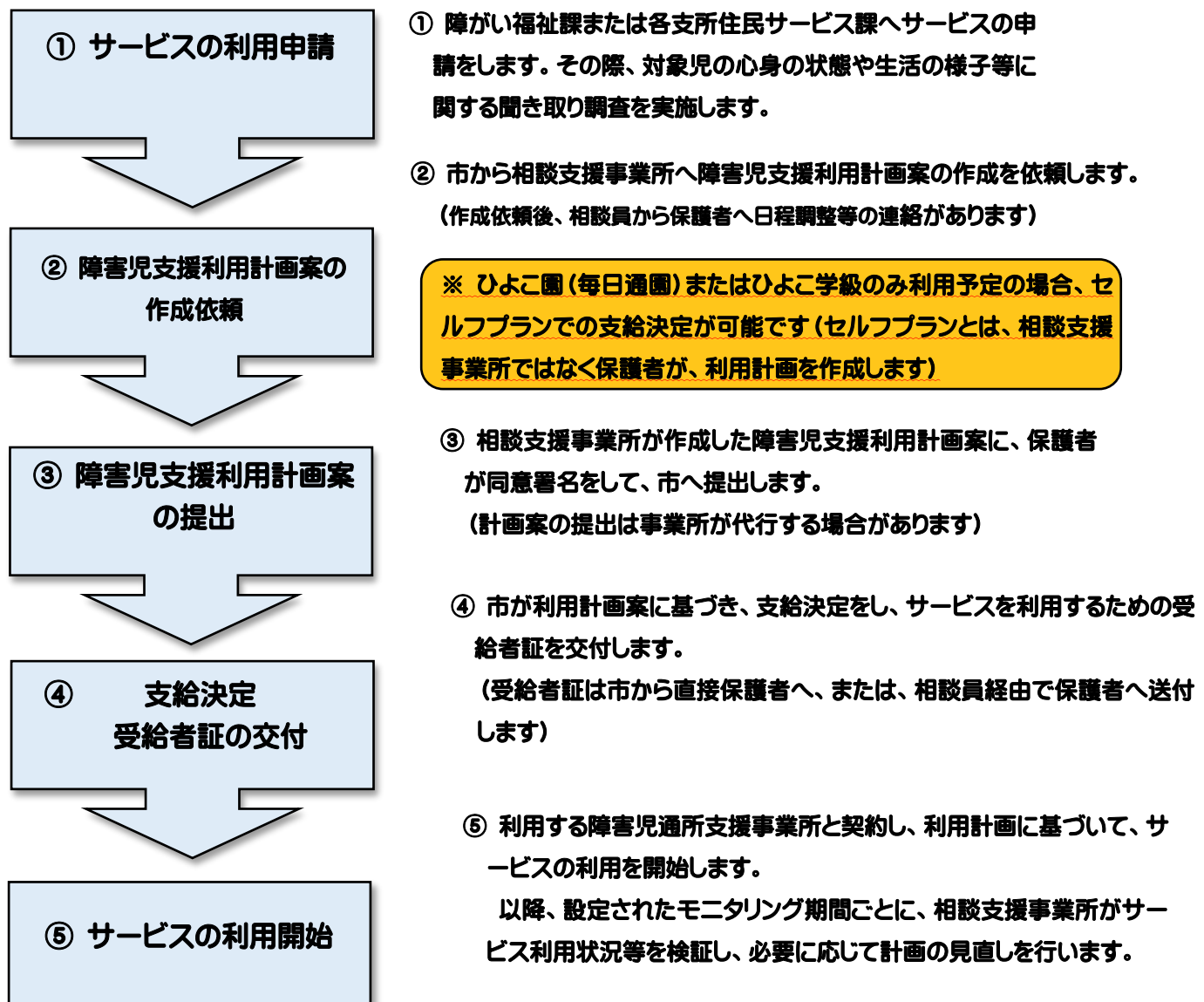
<相談予約先>

○今治市健康推進課（今治市中央保健センター）

TEL: 0898-36-1533 FAX: 0898-32-5511

○今治市発達支援センター（旧今治コンピュータカレッジ内） ※予約制

TEL: 0898-22-2752 FAX: 0898-22-2753



利用者負担額について

サービスを利用すると原則1割負担となっておりますが、世帯の所得に応じて、世帯ごとに負担上限月額が設定され、ひと月に利用した回数にかかわらず、それ以上の負担が生じないようにしています。

所得区分	負担上限月額
① 生活保護受給世帯	0円
② 市町村民税 非課税世帯	0円
③ 市町村民税 課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
④ 市町村民税 課税世帯(所得割28万円以上)	37,200円

ここでいう“世帯”とは、原則、住民票の世帯ですが、単身赴任等で住民票を移している場合など、生計を同一にしている方も同一世帯とみなします。

【児童発達支援等の無償化】

令和元年10月1日から、3歳から5歳までの児童のサービス利用にかかる利用者負担額が無料になりました。

対象となる児童：満3歳になって初めての4月1日から3年間(小学校へ入学するまで)

○利用者負担額の参考例(無償化対象でない場合)

同一世帯(負担上限月額：4,600円)	利用者負担額
<p>A 一回あたり利用料が700円の事業所を月10日利用 700円×10日=7,000円ですが...</p>	<p>4,600円 上限月額を超えた金額の負担はありません。</p>
<p>A 一回あたり利用料が700円の事業所を月5日利用 700円×5日=3,500円なので...</p>	<p>3,500円 上限月額に満たない利用料の場合は、その金額が負担額となります。</p>
<p>A 一回あたり利用料が700円の事業所を月10回利用 (700円×10日) + B 一回あたり利用料が500円の事業所を月5回利用 (500円×5日)=9,500円ですが...</p>	<p>4,600円 同一世帯で複数の児童がサービス利用の場合であっても、世帯の上限月額を超えての負担はありません。</p>

おやつ代や教材代などは実費負担となります。

【問合せ先】

今治市福祉事務所 障がい福祉課 障がい者支援係
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
TEL: 0898-36-1527 FAX: 0898-32-5267